## 処分基準整理票

| 処 分 名  | 障害児の障害福祉サービスの措置の決定                     |
|--------|--|
| 根拠法令名  | 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) (条項) 第 21 条の 6 |
| 基準法令名  | 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) (条項)第 21 条の 6  |
| 所管部署   | 福祉部 障害福祉課 障害福祉係                        |
| 【処分基準】 | ・文書の名称【                                |
|        | ・掲載図書等【                                |
|        | ・内 容 □全部記載 □一部・項目のみ記載                  |

障害福祉サービスの措置の決定は、児童福祉法第 21 条の 6 に該当する障害児であることを基準とする。

## 参考

【根拠法令】児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第二十一条の六 市町村は、障害児通所支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は同法に規定する介護給付費若しくは特例介護給付費(第五十六条の六第一項において「介護給付費等」という。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該障害児につき、政令で定める基準に従い、障害児通所支援若しくは障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害児通所支援若しくは障害福祉サービスの提供を委託することができる。

【基準法令】根拠法令に同じ

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。